開発審査会事後報告

法34条14号 令36条1項3号ホ

◎立地基準編第2章第12節(P56~P119)

法第34条第14号に係る開発審査会提案基準のうち、計画内容が軽易あるいは定型的である次のものについては、開発許可手続きの迅速化、簡素化を図り、県民の利便に資するため、開発(建築)許可後に開発審査会に対してその内容を報告することにより、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取り扱う。

- 1 提案基準1(「農家の分家住宅」)に係るもの
- 2 提案基準2(「旧住造法完了地における開発行為」)に係るもの
- 3 提案基準3(「土地区画整理事業施行区域内における開発行為」)に係るもの
- 4 提案基準4(「開発完了地における再開発」)に係るもの
- 5 提案基準5(「既存建築物の増築等に伴う形質の変更」)に係るもの
- 6 提案基準6(「既存宅地開発」)に係るもの
- 7 提案基準7(「計画内容の変更」)に係るもの
- 8 提案基準 8 (「収用対象事業等の施行による代替建築物等」) に係るもののうち次のいずれか に該当するもの
 - (1) 要件1(市街化調整区域から市街化調整区域への収用移転)に該当するもの
 - (2) 要件2(市街化区域から市街化調整区域への収用移転)に該当するもののうち用途が住宅であるもの
- 9 提案基準9(「既存建築物の増改築」)に係るもののうち次に該当するもの
 - (1) 住宅の改築で、改築後の床面積の合計が従前の200パーセント以下又は280 平方メートル以下のもので、改築後の階数が従前以下又は3以下のもの
 - (2) 住宅以外の用途のものの改築で、改築後の床面積の合計が従前の200パーセント以下のもので、改築後の階数が従前以下又は3以下のもの(建築物の高さが15メートル以下(既存建築物の高さが15メートルを超えている場合にあっては当該既存建築物の高さ以下)のものに限る)
 - (3) 要件2ただし書によるもの
- 10 提案基準18(「運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物」)に係るもの
- 11 提案基準19(「属人性に係る用途変更」)に係るもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 要件 2(3)の(イ) 欄ただし書きの原則外であるもの(住宅(併用住宅を含む)を除く)
 - (2) 留意事項エただし書きに該当するもの(住宅(併用住宅を含む)を除く)

<留意事項>

併用住宅とは、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

- 12 提案基準21(「既存建築物の再活用」)に係るもののうち次のいずれかに該当するもの
 - (1) 要件 2(1) に該当するもののうち、開発区域の面積が $1 \sim 0$ タール未満のもの (形質の変更を伴う場合を含む)
 - (2) 要件2(2)、(3)に該当するもの(形質の変更を伴う場合を含む)
 - (3) 要件 2 (4)に該当するもののうち、既存建築物を法第 9 条第 4 項に規定する第二 種中高層住居専用地域において立地可能な建築物にするもの(形質の変更を伴うものを 含む)
 - (4) 要件5(1)のうち、上記(1)から(3)のいずれかに該当するもの
 - (5) 要件5(2)に該当するもの
- 13 提案基準22(「県南部・東部地域における世帯分化のための住宅」)に係るもの
- 14 提案基準23(「調剤薬局」)に係るもの
- 15 提案基準 24(「川上村白屋地区の代替建築物」)に係るもののうち要件 4(1)に該当するもの
- 16 提案基準27(「農産物直売所」)に係るもの
- 17 提案基準33(「道路位置指定による既存住宅団地内の住宅建設」)に係るもの
- 18 提案基準34(「地区集会所等」)に係るもの
- 19 提案基準35(「特定区域内における小規模敷地の開発行為等」)に係るもの
- 20 提案基準36(「社会福祉施設」)に係るもののうち床面積が1000平方メートル以下、かつ、階数が2以下であるもの
- 21 社会福祉施設、医療施設の複合施設のうち、次のいずれかに該当するもの(本編 P22・ P23 参照)
 - (1) 既存社会福祉施設の全部又は一部を、医療施設又は別用途の社会福祉施設に用途変更するもの
 - (2) 既存医療施設の全部又は一部を、社会福祉施設に用途変更するもの

<留意事項>

- ア 社会福祉施設とは、①社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は 更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設、②老人福祉法第 29条第1項に規定する有料老人ホーム、③介護保険法に規定する介護老人保健施設のい ずれかをいう。
- イ 医療施設とは、①医療法第1条の5第1項に規定する病院、②同条第2項に規定する診療所、③同法第2条第1項に規定する助産所のいずれかをいう。
- 22 提案基準39(「激甚災害による罹災建築物の復旧・復興のための代替建築物」)に係る もの
- 23 提案基準40(「長屋建住宅の一戸建住宅への建替え」)に係るもの